



技能実習制度運用要領の 改正ポイント

外国人技能実習機構

令和6年5月31日

～はじめに～

技能実習制度運用要領が令和6年4月11日に改正されましたので、主な改正のポイントをまとめました。

改正ポイントの後に記載している【通し番号】は「「技能実習制度運用要領」の一部改正について」に記載されている通し番号で、当機構のホームページに掲載しております (<https://www.otit.go.jp/jissyunyou/>) ので、改正内容の詳細は技能実習制度運用要領をご確認ください。

1. 技能実習計画関係（第4章関係）

- 人手不足等を理由に時間外労働を行わせることは認められないことを明記しました。
【通し番号06】
- 入国前講習についても、入国後講習と同様にオンラインでの実施が可能であることを明記しました。
【通し番号07】
- 技能実習生に待遇又は待遇の変更内容を説明する際は、母国語が併記された重要事項説明書(様式第1-19号)を作成し、できるだけ通訳を付けるなどして技能実習生の言語で内容を詳細に説明し理解を確実に得た上で、実習実施者において保管する必要があることを追記しました。
【通し番号10、18】
- 適切な宿泊施設と認められるためには、建築基準法上の基準を満たす「建築物」であることが必要なことを追記しました。
【通し番号12】
- 参考様式第1-16号に宿泊施設の見取り図を添付する必要があることを追記しました。
当該見取り図において、寝室については、床の間、押入等、技能実習生が実際に使用できないスペースを除き1人当たり4.5㎡以上を確保していることを明示し、空白部分に計算式を記載する等、面積の算出根拠を示すこと、居住する技能実習生の人数の明記が必要であることを追記しました。
【通し番号12、41、42、46】

- 技能実習計画の変更認定申請において、中断後の再開の場合に申請者の概要書（参考様式第1-1号）の添付が必要であることを追記しました。 【通し番号19、20、21】
- 入国後講習期間中に、食費、居住費等の自己負担がある場合、これと同等以上の講習手当が支払われることの確認対象の書類は、技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書（参考様式第1-16号）とすることとしました。 【通し番号13】
- 技能実習計画の変更について、以下を追記しました。
 - ・ 労働時間に深夜時間帯を含まないものに変更する場合は届出が必要なこと
 - ・ 労働時間に深夜時間帯を含むものに変更する場合は変更認定が必要なこと（技能等の修習得等の観点から深夜労働が必要な理由を説明する書類の添付が必要） 【通し番号19】
- 直近の事業年度で債務超過がある場合に提出する、中小企業診断士等の公的資格を有する者が改善の見通しについて評価を行った書類について、過去3年以内に提出している場合でも、年度が変わった場合に最新の書類の提出が必要であることを追記しました。 【通し番号41、42】
- 参考様式第1-14号について、以下の記載欄を追加しました。（労働基準法改正：労働条件明示のルール）
 - ・ 雇用契約の「更新上限の有無」
 - ・ 就業の場所及び従事すべき業務の内容の「変更の範囲」 等 【通し番号45】
- 郵送で技能実習計画の認定申請を行う場合、機構に到着した日が申請日となることを追記しました。（第2章に記載） 【通し番号03、04、05】

2. 監理団体の許可等に関するもの（第5章関係）

- 優良な監理団体に関する基準の技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制において、「監理責任者以外の職員」を「監理責任者及び指定外部役員以外の役職員」と明記しました。
（参考様式第2-14号関係）
【通し番号27、48】
- 監理事業を適正に行うための事務所の要件について、単に20㎡が確保されているだけでなく、事務機器設置、情報管理、来訪者対応等について適切に対応できるレイアウトが確保されていることが必要であることを追記しました。
【通し番号31】
- 参考様式第2-16号の団体監理型技能実習の取扱職種の範囲を更新しました。【通し番号49】
- 参考様式第4-5号の監理費の種類を更新しました。【通し番号50】
- 郵送で監理団体の許可申請を行う場合、機構に到着した日が申請日となることを追記しました。（第2章に記載）
【通し番号02】

3. 優良な実習実施者及び監理団体の基準関係（第4・5章共通）

- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響で令和2年度又は3年度に受入れができなかった実習実施者に係る特例措置について追記しました。（参考様式第1-24、2-14号関係）

【概要】

当面の間、過去3技能実習事業年度の基礎級程度又は2・3級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、更に過去の年度に遡って実績を記載することができることにしました。

その場合、遡ることができるのは、令和2年度又は3年度に入国した技能実習生がないために技能検定等の受検実績が出せなかった年度分になります。

（例）令和6年度に申請する場合

原則：令和5、4、3年度分の受検実績を記載

令和5年度の受検実績（令和2年度入国者分）がない場合：令和4、3、2年度分を記載

なお、当該取扱いにより、本来の実績に比べて点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載してもかまいません。【通し番号14、15、26、47、48】